

2020年7月31日

九州電力株式会社

**川内原子炉設置変更許可取消訴訟（行政訴訟）控訴審****第2回口頭弁論が行われました**

—新規制基準適合性審査における個別評価の合理性を主張—

本件は、川内原子力発電所1号炉及び2号炉の設置変更許可処分（2014年9月10日付）の取消請求について、福岡地方裁判所が棄却した判決（2019年6月17日付）を不服として、2019年6月29日に福岡高等裁判所に控訴されたものです。当社は原審に引き続き、2016年8月23日から訴訟参加しております。

今回、当社は準備書面を提出し、新規制基準適合性審査における各カルデラ火山の個別評価は合理的なものであり、原判決の判断に誤りがあるとする控訴人の主張には理由がない旨主張しました。

今後とも、川内原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上